

医療法人財団浩誠会 霧島杉安病院

I 理事長（管理者） 杉安 浩一郎

II 診療科目 内科 循環器内科 消化器内科 外科 整形外科
脳神経外科 リウマチ科 リハビリテーション科 放射線科
泌尿器科

III 病床数 109床

IV 外来診療時間 平日 午前 8時30分 ～ 12時00分
午後 13時30分 ～ 17時00分

土曜日 午前 8時30分 ～ 12時00分

休診日 日曜日・祝祭日・年末年始

（ただし、急患の方は時間外でも診療いたします）

V 入院基本料，看護体制について

東3階病棟

当病棟は定員35人の一般病棟で一般病棟入院基本料の急性期一般入院料6（22床）
地域包括ケア入院医療管理料2（13床）を算定しています。

- 当該病棟は1日11人以上の看護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

東2階病棟

当該病棟は定員34人の療養病棟で、回復期リハビリテーション病棟基本料2を
算定しています。

- 当該病棟は1日8人以上の看護職員と4人以上の介護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方17時から深夜1時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- 深夜1時から朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

西3階病棟

当該病棟は定員26人の療養病棟で療養病棟入院基本料1を算定しています。

- 当該病棟は1日4人以上の看護職員と4人以上の介護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの看護職員 介護職員それぞれ1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方17時から翌朝9時までの看護職員 介護職員それぞれ1人当たりの受け持ち数は26人以内です。

VI 入院診療計画，院内感染防止対策について

当院では，入院の際に医師をはじめとする関係職員が共働して，患者様に関する診療計を策定し，7日以内に文書によりお渡ししています。

また，厚生労働大臣が定める院内感染防止対策の基準を満たしています。

VII 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養（1）の届出を行っており，管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適温，適時（夕食については午後6時以降）で提供しています。

2) 基本診療料及び特掲診療料の施設基準に係る届出

- 一般病棟入院基本料（6）
- 療養環境加算
- 食堂加算
- 地域包括ケア入院医療管理料（2）
- 看護職員配置加算
- 療養病棟入院基本料（1）
- 療養病棟療養環境加算（1）
- 回復期リハビリテーション病棟（2）
- 診療録管理体制加算（3）
- 後発医薬品使用体制加算（1）
- 感染防止対策加算（2）
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- データ提出加算 1, 3
- 入退院支援加算 1
- 救急医療管理加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料 50
- 輸血管理料（2）
- 胃瘻造設術
- 酸単（CE.大型ポンベ.小型ポンベ）
- 地域連携診療計画加算
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（2）
- CT撮影（16列以上64列未満70スライス）及びMRI撮影（1.5テラ以上3テラ未満）
- 運動器リハビリテーション料（I）初期加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）初期加算
- 呼吸器リハビリテーション料（I）初期加算
- 集団コミュニケーション療法料
- 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料

IX 指定医療機関

生活保護法による医療機関

身体障害者福祉法による医療機関（更生医療）

特定疾患治療研究事業委託医療機関

公害健康被害補償法による医療機関

労働者災害補償保険法による医療機関

省令に基づき認定された救急病院